

梨 齒 発 第 7 3 号
令 和 2 年 5 月 1 日

会 員 各 位

山 梨 県 歯 科 医 師 会
感 染 症 対 策 本 部

～「持続化給付金」について（第7報）～

政府の緊急事態宣言、また山梨県知事の外出自粛要請など緊急事態措置に加え、歯科医療の感染リスクなどが報道されるなかで、来院患者さんの減少が目に見えてきています。また個々の診療所においては、アポイントの調整などによる診療の抑制、感染予防資材不足等による診療の継続が困難になったり、また患者さんや従事者の安全を考慮した上での休診を検討されている診療所もあると聞いています。そのような中で、第6報では休業させたスタッフへの休業手当に対する『雇用調整助成金』についてご案内し、多くのお問い合わせ、またご活用されている先生もあるとお聞きしています。

今回は、昨日の「国の令和2年度補正予算成立」により『持続化給付金』の申請受付が始まりましたので、お知らせします。

持続化給付金とは

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。

納付額・上限

法人 200 万円

個人事業者 100 万円

計算方法

2020年1月～12月の中で、前年同月比で50%以上売上が減少した月がある

前年度の総売上－(前年同月比▲50%月の売上×12)

例)前年度の総売上 3000 万円

2019年3月の売上 250 万円

2020年3月の売上 125 万円

3000万円－(125万円×12)=1500万円が給付金となりますが、上限が定められているため、法人は200万円、個人事業者には100万円支給されます。

申請・給付

5月1日より申請受付開始。電子申請の場合は、通常2週間程度で給付。

申請に必要なもの

- ①2019年（法人は前事業年度）確定申告書類
- ②売上減少となった月の売上台帳の写し
- ③通帳写し
- ④（個人事業者）身分証明書写し

電子申請

PC、スマホでの申請が基本となります。持続化給付金ホームページ[持続化給付金 検索](#)
詳しくは、経済産業省のホームページ、会計士さんにご相談下さい。

また、さらに厳しい経営状態の資金繰り支援として、当面の運転資金、既存の借入金の借換にも利用できる実質、無利子無担保融資、さらに税・社会保険料等に関する猶予、軽減等の支援策も盛り込まれているようですので、ご活用いただければと思います。

～民間金融機関による信用保証付融資～

セーフティネット保証4号・5号

- ・セーフティネット保証・・・経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。歯科診療所もセーフティネット5号指定業種に追加されています。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

・危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」

右のQRコードよりご確認ください。



・信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

～政府系金融機関による融資～

・新型コロナウイルス感染症特別貸付

〈概要〉最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少

運転資金 設備資金 無担保 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

〈貸付期間〉設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

〈融資限度額〉国民事業6000万円

〈利下げ限度額〉国民事業3000万円

〈相談窓口〉 平日：日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

・特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

〈期間〉借入後当初3年間

〈補給対象上限〉国民事業3000万円

【資金繰り支援全般に関するお問合せ】

中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813

～税・社会保険料等の納付、支払いの猶予・減免～

税・社会保険料の納付が猶予／減免されます。基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。さらに公共料金関係の支払いについても猶予。また、既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されます。

詳しくは、経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症関連」でご確認ください。

（ <https://www.meti.go.jp/covid-19/> ）

